

環境行政法と損害賠償的補償金の法的性格

田 村 泰 俊

目 次

- 一 問題の所在
- 二 神栖市ヒ素問題の概要
 - (1) 事実の概要
 - (2) 責任裁定
 - (3) 責任裁定申請人以外への金銭的対応
- 三 補助金手法の利用例
 - (1) 税金
 - (2) 下水道使用料
 - (3) 地盤沈下
- 四 自治体の時効主張と信義則
- 五 自治体政策法務からの評価
- 六 補助金の行政法学上の位置付け
- 七 課題と展望——国家補償としての位置付け

一 問題の所在

「補助金」手法は、わが国の行政実務では、よく利用されているきわめてオーソドックスな行政手法であることに、おそらくは、異論はないのではなかろうか。

しかし、それにもかかわらず、行政法学上の、この手法に関する、理論的な説明は、十分になされてきたと、はたして言えるのであろうか。

一面では、かつてから筆者が示してみたように、それは、行政指導や行政契約、あるいは行政計画と並ぶ、ソフトな行政手法としてのいわゆる行政の行為型式⁽¹⁾の1つととらえることもできよう⁽²⁾。すなわち、誘導手法的⁽³⁾性格でも

ある。しかし、誘導手法という面からは、もう1つ、行政の実効性確保としての性格がありうる⁽⁴⁾。

だが、補助金手法の法的性格や利用は、それだけであろうか。実は、環境行政では、損害賠償の代替的手段として利用されることがある。

そこで、本稿では、補助金手法を損害賠償の代替的手段として利用する行政実務を肯定的に評価したうえで、わずかばかりの分析を行ない、今後の議論の糸口をさぐることを目的とする。

二 神栖市ヒ素問題の概要

(1) 事実の概要

まず、損賠賠償的補助金を利用した茨城県のケースの概要を確認しておきたい。これをまとめた茨城県の報告書⁽⁵⁾に基づき、述べてみることにする⁽⁶⁾。なお、この確認は、本稿の目的から環境行政法⁽⁷⁾のスタンスから行われることとなる。

事実の概要は、次のようなものであった。本件は、不特定の人物により、1993年6月から1997年1月までの間、茨城県神栖市の地中にヒ素が投棄された事案である。なお、このヒ素は、旧軍が毒ガス兵器原料としたジフェニルアルシン(DPAA)であり、2003年に、集合住宅の井戸を調査した結果、環境基準の450倍のヒ素が検出され、健康被害の原因として判明した。

ところで、県は1999年当時、集合住宅の西約500メートルの会社寮の井戸が環境基準の45倍の地下水汚染状況にあることを把握していた。しかし、他の周辺井戸からの検出例がないことを主要な理由として、この高濃度のヒ素を自然由来のものと判断した結果、周辺住民への周知をおこたったことが明らかとなった。

(2) 責任裁定

責任裁定とは、総務省の外局である公害等調整委員会（国家行政組織法3条2項に根拠を有する、いわゆる3条機関たる独立行政委員会）が⁸⁾、損害賠償責任の有無、賠償額について判断を行う制度である⁽⁸⁾。

本件では、住民34人が健康被害等（1人は農業被害）を理由として、各300万円の損害賠償を国と県の連帯で行うよう、この責任裁定を公害等調整委員会に求めた。請求の法的根拠は、国家賠償法及び民法によるが、具体的には、県については、水質汚濁防止法等の規制権限の不行使⁹⁾、国については、保管義務違反に求められている。

裁定は、国に対する請求は棄却されたものの、県に対する請求では、慰謝料が認容された。

なお、これとは別に、本件については、2003年6月より、環境省が実施主体となり、県がその委託を受け、DPAAの影響等の科学的解明、健康診断の実施、医療費の公費負担、療養手当の支給等が実施されている（緊急措置事業）⁽¹⁰⁾。

(3) 責任裁定申請人以外への金銭的対応

ところで、この2012年5月の公害等調査委員会の賠償責任認定（総額2,826万円）を受け、同年6月県と申請人との和解が成立した⁽¹¹⁾。

問題は、すでに述べた緊急措置事業においては、医療手帳が交付されている（医療手帳保持者）⁽¹²⁾が、この医療手帳保持者のうち責任裁定の申請を行わなかった者については、民法724条の規定により加害者を知った時から3年間権利行使を行わないことにより、損害賠償請求権が、期間制限により時効となり、消滅している点にあった。加えて、この制度や運用等について、マスコミでも広く報道されたこと等を考えると、医療手帳保持者以外の者についても消滅時効は完成されているものと考えられよう⁽¹³⁾。

そこで、この請求権が時効により消滅している者への金銭的対応が被害者救済という点で問題となった。この点、茨城県報告書は、次のように述べている。

「損害の実態は申請人らと同じ……（略）……と言えることから、公平の理念から、公益的かつ道義的な観点に立って金銭的な対応を行うことが適切である……（略）……他県では、過大に徴収した税金を還付請求の時効消滅後に納税者に支払った例があり、本県でも、法律的な責任は裁判で否定されているが、県の判断として地盤沈下した家屋の補修費用を支出した案件もあることから……（略）……本件において金銭的な対応を行うことが適切である」⁽¹⁴⁾ としている。

この場合、次に検討されなければならないのは金銭的な対応の法的性格及び程度となる。報告書は、この点、次のように述べている。

「金銭的な対応の地方自治法上の位置付けは公益上の必要により支出する補助金となることから、そもそも当該者らが責任裁定を申請していたならば認定されたであろう額とは、本来、性格が異なるものである。申請人らは、約6年にわたる公害等調整委員会での審理を経て、県と和解による解決に至った。この間の精神的な苦労や、審問に出廷するための旅費、通信料、弁護士費用などの支出を考慮すると……（略）……衡平の見地からも相当の差があっても当然である」⁽¹⁵⁾ と述べている。

このように、補助金手法により、様々なファクターを考慮しその額が決定されることとなる。

三 補助金手法の利用例

(1) 税金

報告書は、すでに見たように補助金手法によることとしているが、時効によ

り消滅した金銭債権について補助金手法を、地方自治法上、採りうる手法としている。そこで、この種の実例を見てみたい。

まず、報告書が指摘している税金について見てみよう。

この問題を、一はやく分析されたのが、阿部泰隆名誉教授と言ってよからう⁽¹⁶⁾。阿部名誉教授は、「債権は租税法律関係から発生しているから、私法上の債権債務とはいえず……(略)……公法上の時効の適用を受ける」⁽¹⁷⁾とされ、国家賠償法の利用について詳細に分析され、国家賠償の和解を提言されている⁽¹⁸⁾。その上で、他の行政手法として、「寄付・補助案」を分析されている⁽¹⁹⁾。そして、横浜市が補助手法として処理したことに対して、「補助は特定の事業を助成するもので、時効にかかって返還できなくなった債務の代わりに交付する金員はこれに該当しない」⁽²⁰⁾とされている。

筆者のわずかばかりのコメントを付すとすれば、本件ヒ素事案は、課税処分という行政処分により形成された法律関係とは異っていると見ることが可能ではないかという点なのである。すなわち、本件ヒ素事案では、すでに述べたように、関連する緊急措置事業が存在しているので、阿部名誉教授の見解に立ったとしても、補助手法に十分説明がつく可能性があるように思われる。

(2) 下水道使用料

次に、使用実態の誤認により20年以上に及び下水道使用料を超過徴収した例があるとされる⁽²¹⁾。これについても、補助手法が考えられるとするが⁽²²⁾、そこでは、自治体行政実務をよく表わす説明がなされている。すなわち、吉田準教授によれば、「取り過ぎ分の料金分の相当額を住民の方に補助する方法です。過失の認定や議会の議決が難しい場合など『国家賠償』による方法が取りえないとする場合に考えられる方法です。補助の場合は『公益上必要がある場合(自治法232条の2)の要件をクリアする必要がある……(略)……信頼保護の観点から……(略)……といった『へ理屈』が一応は考えられます」⁽²³⁾とさ

れている。

筆者のわずかばかりのコメントを付しておくこととしたい。さて、前述のとおりすぎた税金につき、横浜市は、公益上の必要として、「信頼確保の観点から不適切」⁽²⁴⁾としている。阿部名誉教授は、この点「信頼が損なわれるとすれば、この誤りが行政の過失に起因するからであって、行政に過失がないような場合なら、誤っても行政への信頼は損なわれなければならないはずであるから、この問題は国家賠償の問題として処理できる」⁽²⁵⁾とされている。そこで、吉田準教授も、「へ理屈」⁽²⁶⁾とされるのであろう。

ところで、下水道料金も、これを処分とみるか契約と見るのかはともかく、行政にとっては、これを得る権限ないし権利が存在する。そうであるとするなら、権限ある行政庁に徴収権限のある税金と、基本的には同様の法律関係にあると見てよいであろう。そこで、緊急補助事業が存在するヒ素問題では、上記の疑問はあたらず、補助金手法によることの説明は可能と思われる。

(3) 地盤沈下

茨城県報告書で言及されている地盤沈下⁽²⁷⁾については、判例⁽²⁸⁾及び判例評釈⁽²⁹⁾がある。

この地盤沈下事案は、茨城県が、開発用地を提供した者に対し、造成し提供した代替地で生じたものである。そして、その後、数回の所有権移転や分筆がなされ、その一部を取得した者が、県に対し、造成不良による地盤沈下を理由に国家賠償法に基づく訴訟を提起したというものだった。なお、このケースでの開発事業は、昭和30年代から始まっており、民法724条により20年を経過しているものと考えられる。

コメントを付すとすれば、この地盤沈下のケースも、そもそも開発事業に関連するものであり、補助手法によることが説明のつくケースであるように思われる。

四 自治体の時効主張と信義則

最高裁判所平成 19 年判決⁽³⁰⁾では、地方自治法 236 条に基づき、広島県が消滅時効を主張したことが争点とされた⁽³¹⁾。

事実の概要は、健康管理手当の支給認定を、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等により受けた者が、外国出国を理由にその支援を打ち切られたので、未支給分の支払を求めたことに対し、地方自治法 236 条を根拠に、消滅時効が主張されたというものだった。

判旨の関連部分は、次のように述べている。

「上告人は、被上告人らがブラジルに出国したとの一事により、同受給権につき 402 号通達に基づく失権の取扱いをしたものであり、しかも、このような通達や取扱いには何ら法令上の根拠はなかったというのである。通達は、行政上の取扱いの統一性を確保するために、上級行政機関が下級行政機関に対し発する法解釈の基準であって、国民に対し直接の法的効力を有するものではないとはいえ、通達に定められた事項は法令上相応の根拠を有するものであるとの推測を国民に与えるものであるから……（略）……402 号通達の明確な定めに基づき健康管理手当の受給権について失権の取扱いをされた者に、なおその行使を期待することは極めて困難であった……（略）……以上のような事情の下においては、上告人が消滅時効を主張して未支給の本件健康管理手当の支給義務を免れようとするのは、違法な通達を定めて受給権者の権利行使を困難にしていた国から事務の委任を受け、又は事務を受託し、自らも上記通達に従い違法な事務処理をしていた普通地方公共団体ないしその機関自身が、受給権者によるその権利の不行使を理由として支払い義務を免れようとするに等しいものといわざるを得ない。そうすると、上告人の消滅時効の主張は、402 号通達が発出されているにもかかわらず、当該被爆者については同通達に基づく失権

の取扱いに対し訴訟を提起するなどして自己の権利を行使することが合理的に期待できる事情があったなどの特段の事情のない限り、信義則に反し許されない」と判示している。

さて、地方自治法 236 条第 2 項は、自治体に対する金銭債権について、特例の定めが法律上規定されている場合を除き、援用を不要としている。そこで、本判決の評価として、そもそも援用がないので、信義則違反との主張が成立しないとも考えられるので⁽³²⁾、このような自治法の仕組みの下でも、信義則違反の主張が可能であることを認めた一般法理を明確にした判例として理解されている⁽³³⁾。そしてそれは当然の、この判例の理解と言ってよいであろう。

ところで、本判決は、すでに見たように、この一般法理が排除される特段の事情として「訴訟を提起するなどして自己の権利を行使することが合理的に期待できる」場合を例示している。茨城県神栖市のヒ素事件においては、事実経過から明らかなように、公害等調整委員会での責任裁定制度を被害者は利用しうる状況にあった。加えて、本件では、この責任裁定を受け、この制度をあえて利用しなかった被害者を金銭的な面で救済しようとするものである。公害等調整委員会の責任裁定は、平成 19 年最高裁判例の趣旨からも、平成 19 年判決で言う訴訟に準じて考えてよからう。

以上の点から、ヒ素事件においては、判例理論上、平成 19 年最高裁判所判決の示す、自治体の時効の主張が信義則違反となる場合にそもそもあたらぬこととなろう。

そこで、責任裁定制度を利用しなかった被害者に対し、時効が成立しているとの茨城県の判断には、問題はなかったと評価しうることとなる。

五 自治体政策法務からの評価

現代の自治体の行政実務の現場においては、例えば、千葉県のように政策法

務課を設置している例からも明らかなように、自治体政策法務⁽³⁴⁾からの評価を行っておくことは、現実の行政手法あるいは行為型式を分析する上でも必要と考えられる。

さて、自治体政策法務の内容をどのように分類するのには、それぞれのアプローチによって⁽³⁵⁾相違が生じることとなろう⁽³⁶⁾。

そこで、本稿では、本稿が補助金手法の法的性格を検討する、すなわち法的アプローチを採っているので、以下の分類が参考となるように思われる。それは、「法的アプローチ」、「政策的アプローチ」、「政治学的アプローチ」、「実務的アプローチ」⁽³⁷⁾という分類である。

ところで、最近、「立法法務」、「解釈法務」、「訴訟法務」との分類を基本としつつ⁽³⁸⁾、「法的思考と政治的思考の区別」⁽³⁹⁾、『『政策学的』『行政学的』政策法務論を……(略)……批判』⁽⁴⁰⁾、と述べる鈴木庸夫教授の論稿が本稿に手がかりを与えているように思われてならない。この鈴木教授の論稿を参考にさせていただくなら、上記のアプローチ⁽⁴¹⁾のうち、「法的アプローチ」⁽⁴²⁾、「実務的アプローチ」⁽⁴³⁾、からヒ素事件への茨城県の対応を評価することが適切だと考えられる。

まず、実務的側面から、コメントを付しておこう。さて、本件のような環境汚染に関する損害賠償は、原則として、汚染者支払原則・原因者負担原則によるべきであろう。北村喜宣教授の説明によれば、「汚染者支払原則 (Polluter-Pays-Principle, PPP) である。環境負担の対策費用は、その原因行為者が**事前的に支払うべき**という考え方である。厳密には**区別されるべき**であるが、劣化させられた環境資源の原状回復や被害補てんは**事後的に負担すべき**という意味での原因者負担原則とほぼ同義で用いられる場合も多い」⁽⁴⁴⁾とされている。

ところで、本件では、ヒ素は旧陸軍のものであることはさておき、神栖市の当該現場に不法投棄した者については不明となっている。そこで、原因者・汚染者に対し損害賠償を求めることがほぼ不可能なケースと言ってよい。そこで、

責任裁定制度を利用しなかった被害者に対し、県として、公平・公正という法の原理から、補助金手法による金銭的救済を考えたものである。ほかに、県としてとりえる可能性のある法的手法が見あたらないという点を考慮すれば、実務的な処理としては、茨城県の対応は肯定的に評価してよいであろう⁽⁴⁵⁾。

そこで、次に検討されなければならないのは、実務的な損害賠償にあたるものを補助金として処理するための法理論であろう。

六 補助金の行政法学上の位置付け

それでは、補助金の法的性格を、行政法学上、どのように捉えてきたのであろうか。

筆者の見解を結論のみまず述べておけば、それは、必ずしも明確ではないと言わざるを得ない。その証左として、例えば、最近のテキストの中でも、少なくとも、目次上・索引上は、十分な位置付けを与えられていない文献も見られる⁽⁴⁶⁾。そして、それはまず、最近の、行政法総論の全体構成との関係でも言えそうである。例えば、高木 光教授の最近のテキスト⁽⁴⁷⁾にその姿を見てみることにしよう。

さて、その前提として、本稿（注1）で示したように、最近の行政法学の基本的なストラクチャーとして、仕組み、あるいは過程という発想がある。高木教授は、次のような指摘を行っている。それは、「宇賀教科書は……（略）……『誘導行政』における主要な法的仕組みとして『補助金』『課徴金』『公表』などを挙げている。

ただ、『法的仕組み』と呼ばれるものの性質はまだ十分に解明されたとはいえない状態である⁽⁴⁸⁾との指摘となっている。なお、高木教授のこの指摘は、「給付行政における『法的仕組み』」の項目の中でなされている⁽⁴⁹⁾ことは、本稿の関心からは、参考となる。

ともあれ、以上の高木教授の指摘からも明らかなように、ヒ素事件での損害賠償的補助金も給付行政の一場面であるから、その理論的性格やその位置付けは、明らかとなっていないと言ってよいように思われる。

ところで次に、補助金の法理論について、従来からよく論じられたのは、それが処分なのか契約なのかという問題であった。この争点をよく示しているのが、塩野 宏名誉教授の指摘であろう。すなわち、それは、「給付行政については、特別な規定がない限り、契約方式の推定が働く……(略)……しかし、法律の特別の規定において、契約ではなく、行政の行為による権利変動が予定されている」⁽⁵⁰⁾ というものである。この理解から言えば、損害賠償的補助金も、その法的性格も契約と位置付けられることになろうか。ただ、この場合、阿部名誉教授の指摘をおかりするとすれば、「補助金については、相手方に権利を与えるつもりがないためもある、その支給の基準等の作用法のルールは法定されていない場合も多い」⁽⁵¹⁾。もちろん、茨城県の場合、それは、責任制定によった被害者とそれを利用しなかった被害者との相違につき、基準を設けむしろルール設定を試みた点で肯定的と考えられる。もちろん、被害者を基礎とする損害賠償が補助金をその本質的内容としているので、この点から権利たる面が完全に否定されるわけではなかろう。ただ、この権利たる側面が救済法との関係いでどう考えられるのかについては、曾和俊文教授の見解をおかりして、後に指摘することとしたい。

最後に、補助金は、その位置付けも様々であり、行政の実効性確保として位置付けている理解はその代表的な見解である。そして、それぞれのものは合理的な理解と言ってよかろう。例えば、宇賀克也教授のテキストは、「誘導行政における主要な法的仕組み」の中で補助金に言及している⁽⁵²⁾ 一方で、「行政の義務履行強制」を別立ての項目立てとしている⁽⁵³⁾ から、行政の実効性確保としての位置付けを与えていると言えそうである。同様に、大橋洋一教授のテキストも、「経済的インセンティブ」として補助金を論じ⁽⁵⁴⁾、一方で「行政上の義

務履行確保」を別立ての項目としているので⁽⁵⁵⁾、同様の理解が成り立つであろう⁽⁵⁶⁾。

他方、曾和俊文教授は、「社会保障給付と補助金の交付」との項目を立てられ、その例として、労災就学擁護費、妊産婦対策を掲げておられる⁽⁵⁷⁾。

そうであるとすれば、損害賠償をその実質的内容とする、ヒ素事件のような補助金も、法的には成立しうるものと考えられよう。

なお、筆者は、損害賠償的補助金では、権利たる側面を完全に否定することはむずかしいことを示唆した。なお、曾和教授は、補助金につき、「当事者訴訟（補助金交付について適正な判断を求める権利が存在することの確認訴訟等）で争う工夫」⁽⁵⁸⁾を提言されていることが、権利の実現をはかる救済法として筆者の見解の参考ともなった。

七 課題と展望——国家補償としての位置付け

以上のように、行政法学の全体構造の理論そのものの整合性が、明確ではないこと、及び個別のツールである補助金の性格の多様性から、当面、筆者は、次のように損害賠償的補助金につき考えてみることにしたい。

すでに述べた、曾和教授の社会保障給付での利用⁽⁵⁹⁾を参考にすれば、国家補償としての仕組みの中で利用される、あるいはその過程の中で使われる手法の1つといえそうである。確かに、従来の国家補償法は、ほぼその対象を国家賠償法と損失補償制度にあててきた⁽⁶⁰⁾。そこで、補助金についても、その支出の任意性から国庫補助金に関し、国が費用負担者にあたるのかどうか論じられる⁽⁶¹⁾場合や、自治体では、要綱により町内会に補助金を交付した場合、それが公権力行使にあたるのかどうか⁽⁶²⁾などのほかは、ほぼ論じられてはいないようである⁽⁶³⁾。

ところで、そもそも「国家補償」とのコンセプトは、従来救済が与えられに

くかった。例えば国家補償の谷間等に公正・公平の法理から救済を与えようとするコンセプトでもある⁽⁶⁴⁾。そうであるならば、ヒ素事件で責任裁定制度を利用しなかった者に、公正・公平の点から補助金を利用することも国家補償の法的仕組みとして捉えることができる。

さらに、その内容面で言えば、この補助金は、実質的には損害賠償であるから、「損害賠償の補助金」とでも呼ぶべき行為型でない手法とも言える。従来の環境行政法では、誘導手法的な補助金を要綱によること等が主に論じられてきた⁽⁶⁵⁾。今後、損害賠償の補助金は、自治体実務で利用される可能性があり、その利用について関心を払っても良いであろう。ともあれ、ヒ素事件での補助金の利用は、本稿で示したように、法的な説明がつくものであったと評価するであろう⁽⁶⁶⁾。

注

- (1) 行政の行為型式とのコンセプトについては、最も代表的文献として、塩野 宏『行政法Ⅰ〔第6版〕行政法総論』102頁以下(有斐閣, 2015年)
なお、最近の行政法のテキストでは、多様な論理の組み立てが行なわれている。例えば、「仕組み」とのコンセプトからのアプローチとして、大橋洋一『行政法Ⅰ〔第2版〕現代行政過程論』113頁以下(有斐閣, 2013年)、宇賀克也『行政法概説Ⅰ行政法総論〔第5版〕』79頁以下(有斐閣, 2013年)、「行政手法」とのアプローチとして、阿部泰隆『行政法再入門 上』133頁以下(信山社, 2015年)、「多様な行政過程」とのアプローチとして、高木 光『行政法』166頁以下(有斐閣, 2015年)。このような視点からは、本稿でその対象とする損害賠償の補助金も、国家補償の法的仕組み、補助金手法、損害賠償の過程として捉えることも可能である。
- (2) 田村＝山本未来編著『最新ハイブリッド行政法(改訂第3版)』139頁以下(八千代出版, 2016年)。
- (3) 誘導手法については、小早川光郎『行政法 上』231頁以下(弘文堂, 1999年)。
- (4) 田村編・前掲書注(2)140, 264頁。
- (5) 神栖市ヒ素汚染事件の包括的な解決を図るための法律関係者による検討委員会『神栖市ヒ素汚染事件の解決を図るための意見』(茨城県, 平成24年11月)。以下、茨城県前掲報告書として引用する。

- (6) この茨城県報告書については、茨城県自治研究所を通して茨城県生活環境部環境対策課へ学術論文での利用を求め、2015年11月30日情報公開条例に基づき開示請求がなされれば、当然、開示すべき文書であるから、利用はかまわないとの回答を同課から得ていることをおことわりしておく。同課には、心より感謝したい。
- (7) このエリアでの重要な文献として、北村喜宣『自治体環境行政法（第7版）』（第一法規、2015年）。
- (8) この制度については、北村喜宣『環境法（第3版）』250頁（弘文堂、2015年）。
- (9) 国家賠償と規制権限の不行使訴訟については、田村「行政指導を求める規制権限の不行使訴訟とその分析」東京国際大学論叢（経済学部編）第18号（1998年）。
- (10) 事実の概要及び責任裁定につき、茨城県前掲報告書注（5）1-3頁。
- (11) 茨城県前掲報告書注（5）10頁。
- (12) 茨城県前掲報告書注（5）1頁。
- (13) 茨城県前掲報告書注（5）4-5頁。
- (14) 茨城県前掲報告書注（5）7頁。
- (15) 茨城県前掲報告書注（5）7-8頁。
- (16) 阿部泰隆「時効にかかった取りすぎ税金の返還策」同『政策法務からの提言』194頁以下（日本評論社、1993年）、その他、代表的文献として、阿部名誉教授のこの論文でも引用されている（阿部・前掲書注16）205頁）、確井光明「地方税における課税誤りとその法的救済」税1992年7月号20頁、判例評釈たる山城義雄・判例地方自治第100号109頁（1992年）。
- (17) 阿部・前掲書注（16）197頁。
- (18) 阿部・前掲書注（16）197-202頁。
- (19) 阿部・前掲書注（16）203-204頁。
- (20) 阿部・前掲書注（16）203-204頁。
- (21) 吉田 勉『自治体法務つれづれ草教室 増補版』54頁以下（茨城県地方自治研究会、2007年）。
- (22) 吉田・前掲書注（21）60頁。
- (23) 吉田・前掲書注（21）60頁。
- (24) 阿部・前掲書注（16）203-204頁。
- (25) 阿部・前掲書注（16）204頁。
- (26) 吉田・前掲書注（21）60頁。
- (27) 茨城県前掲報告書注（5）7頁。
- (28) 東京高裁平成22年11月24日判例自治355号47頁。
- (29) 判 義聖＝山口雅樹・判例自治355号3頁以下。
- (30) 最（三小）判平成19年2月6日民集61巻1号122頁、判時1964号30頁、判

タ 1237 号 164 頁。

- (31) この最高裁判決に関連する代表的評釈として、田中孝男・地方自治判例百選〔第 4 版〕87 頁（2013 年）、北村和生・速報判例解説 2007 年 10 月 67 頁以下、岡田正則・平成 19 年度重要判例解説 40 頁以下、前田定孝・三重大学法経論叢第 25 巻第 1 号 1 頁以下（2008 年）、垣見隆禎・行政判例百選 I〔第 6 版〕64 頁以下（2012 年）、天野研司・平成 19 年度主要民事判例解説 18 頁以下。田村和之・賃金と社会保障 1465 頁 4 頁以下（2007 年）、吉田邦彦・民商法雑誌第 137 巻第 4 = 5 号 403 頁以下（2007 年）、足立修一・法学セミナー第 638 号 8 頁以下（2007 年）、清野雅彦・ジュリスト第 1340 号 99 頁以下（2007 年）、柴田優人・立教大学大学院法学研究 38 号 99 頁以下、その他、重要な文献として、山本隆司『判例から探求する行政法』76 頁以下（有斐閣、2012 年）。
- (32) 例えば、最高裁判所調査官解説として、清野正産・平成 19 年度最高裁場所判例解説民事編 65 頁以下、及びこれを引用する田中・前掲評釈注 31) 87 頁、また、垣見・前掲評釈注 31) 65 頁。
- (33) 例えば、田中・前掲評釈注 31) 87 頁、垣見・前掲評釈注 31) 65 頁。また、山本・前掲書注 31) 79 頁以下。
- (34) 例えば、北村喜宣 = 山口道昭 = 出石 稔 = 磯崎初仁編『自治体政策法務——地域特性に適合した法環境の創造』（有斐閣、2011 年）、また、田村泰俊 = 千葉 実 = 吉田 勉編著『自治体政策法務』（八千代出版、2009 年）。
- (35) 例えば、「立法法務」「解釈・適用法務」「訴訟法務」としての分類を、田村 = 千葉 = 吉田編・前掲書注 34) は、基本的にその構成としてとっているが、この文献については、基本的に訴訟法務としての視点がそのベースにあると、代表的書評は指摘している、山口道昭・政策法務ファシリテータ第 25 号 10 頁（2010 年）。その他、本書に対する書評として、地方自治職員研修 2010 年 1 月号 96 頁、Governance 2009 年 December 134 頁（いずれも書評者氏名の記載はない）。
- (36) 「執行法務」「評価・争訟法務」「立法法務」に分類する文献として、北村 = 山口 = 出石 = 磯崎編・前掲書注 34) 128 頁以下。
- (37) 兼子 仁 = 北村喜宣 = 出石 稔編『政策法務事典』10 頁以下（ぎょうせい、2008 年）。
- (38) 鈴木康夫「政策法務論——『政策的』法務論批判」明治学院大学法科大学院ローレヴュー第 23 号 33 頁以下、及び 52 頁（2015 年）。
- (39) 鈴木・前掲論文注 38) 25 頁。
- (40) 鈴木・前掲論文注 38) 52 頁。
- (41) 兼子 = 北村 = 出石編・前掲事典注 37) 10 頁以下。
- (42) 兼子 = 北村 = 出石編・前掲事典注 37) 11 頁以下。

- (43) 兼子 = 北村 = 出石編・前掲事典注 (37) 14 頁以下。
- (44) 北村・前掲書注 (8) 58 頁。
- (45) もっとも、損害賠償額の算定にあたり、汚染者・原因者の法的責任と住民保護(まさに本件では、規制権限の不行使が責任裁定の争点であった)、すなわち県の規制権限の不行使とでは、厳密には、法的責任の性格は区別して考えるべきであろう。
- (46) 例えば、高橋 滋『行政法』(弘文堂, 2016年)。なお、高橋教授のテキストでは、「給付行政契約」とのコンセプトが利用されているので(高橋・前掲書注 (46) 131 頁以下)、補助金もこれにあたるのであろうか。
- (47) 高木 光『行政法』(有斐閣, 2015年)。
- (48) 高木・前掲書注 (47) 199 頁。
- (49) 高木・前掲書注 (48) 198 頁以下。
- (50) 塩野・前掲書注 (1) 211 頁。
- (51) 阿部・前掲書注 (1) 96 頁。
- (52) 宇賀・前掲書注 (1) 132 頁。
- (53) 宇賀・前掲書注 (1) 216 頁以下。
- (54) 大橋・前掲書注 (1) 281 頁以下。
- (55) 大橋・前掲書注 (1) 287 頁以下。
- (56) 筆者は、「行政の実効性確保」は誘導手法的なものと同義務履行確保的のもの双方を含むコンセプトと考えている、田村編・前掲書注 (2) 272 頁以下。
- (57) 曾和俊文「行政法総論を学ぶ」242-245 頁(有斐閣, 2014年)。
- (58) 曾和・前掲書注 (57) 247 頁。
- (59) 曾和・前掲書注 (57) 242-245 頁。
- (60) 例えば、今村成和『国家補償法』(有斐閣, 1957年)、西村宏一 = 幾代 通 = 園部 逸夫編『国家補償法大系 1 - 4』(日本評論社, 1987年)。
- (61) 例えば、阿部泰隆『国家補償法』60-61 頁(有斐閣, 1988年)、また、宇賀克也『国家補償法』334 頁以下(有斐閣, 1997年)、秋山義昭『国家補償法』117 頁以下(ぎょうせい, 1985年)、西埜 章『国家補償法概説』154 頁以下(勁草書房, 2008年)。
- (62) 宇賀・前掲書注 (61) 240 頁。
- (63) 例えば、下山瑛二『国家補償法』(筑摩書房, 1973年)、遠藤博也『国家補償法(上)(中)』(青林書院, 1981, 1984年)。
- (64) 例えば、阿部・前掲書注 (61) はしがき i 頁。
- (65) 例えば、北村・前掲書注 (7) 47 頁以下, 53 頁以下, 64 頁, 268 頁。
- (66) なお、時効についての最近の重要な文献として、阿部・前掲書注 (1) 207 頁以下。